

TPP（環太平洋連携協定）交渉について広く国民に情報提供することを求める会長声明

TPPは自由貿易協定的一种であるが、国民の生活に対する重大な問題を含んでいるにもかかわらず、それについて一般国民への情報提供が極めて不十分なまま、日本も平成25年7月のマレーシア交渉から交渉に参加している。

この点、政府は、平成25年7月25日付け甘利明TPP対策本部長名義の「日本のTPP交渉への正式参加について」という文書の中で、「アジア太平洋地域における新たなルールを作り上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらし、この地域の安定にも貢献するものであり、日本が一旦交渉に参加した以上、重要なプレーヤーとして、新たなルール作りをリードしていく」「強い交渉力を持って、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めていくことによって、我が国の国益を最大限に実現するよう全力を挙げて交渉にあたる」などと表明している。

しかし、TPPへの参加が真に「国民の利益」に適っているか否かの判断は、TPPに参加した場合の効果等について広く国民に情報提供した上で、国民的議論を踏まえたものでなくてはならない。それにもかかわらず、報道によれば、TPP交渉への参加国には秘密保持契約の締結が求められ、政府はTPP交渉に参加するにあたり、この秘密保持契約を締結したとされている。その契約によれば、交渉中はもとより、協定発効から4年間は交渉経過等の開示が禁じられるとされているとのことである。これでは、交渉中に国民に対して十分な情報発信が行われず、TPPに関する国民的議論を行うことは困難である。更に、条約締結に関する国会の承認（憲法73条3号但書）を経るに際して、秘密保持条項を理由として国会に対して必要かつ十分な情報が開示されないとすれば、国会は十分な審議を行うことができなくなるおそれがある。

TPPは、関税の撤廃を目指すとどまらず、非関税障壁も撤廃して自由貿易の推進を目指すものである。すなわち、自由貿易の妨げとなるものであれば、関税だけでなく、各国の法律、政策、制度、慣行等あらゆる規制が撤廃の対象となり得る。TPPの交渉対象分野は、食の安全や環境、労働、医療、公共調達、投資・金融サービスといった、国民生活に関わる幅広い分野に及び、これらの分野における、国民の生命、身体、健康、財産、あるいは環境や健全な地域経済を守るための国の各種規制が、非関税障壁として撤廃を余儀なくされるおそれが十分に考えられる。

さらに、TPPには、ISDS条項（海外の投資家や企業が、進出国において相手国政府の

法律や政策の実施等により不利益を被ったり期待した利益を得られないという場合、協定に基づいて相手国政府に対する損害賠償や補償を相手国の司法手続ではなく国際仲裁機関によって解決することを選択できる条項)の導入が見込まれているが、I S D S条項が導入されると、日本政府は、海外の投資家や企業から日本の各種規制によって損害を受けたとして訴えられ多額の賠償金や補償金を請求される可能性がある。事実、北米自由貿易協定や米韓F T AなどI S D S条項が導入されている他の自由貿易協定においては、海外投資家が国家を訴えた例が現実に存在し、T P Pの場合に同様の事態が発生しないと保障はない。そうすると、国民の生命、身体、健康、財産、あるいは環境や健全な地域経済を守るための日本独自の各種規制が大きく改廃を迫られるおそれがある。これは事実上、海外の投資家や企業が国家よりも優位に立ち、日本が自国のことを自国で決められないという事態が生じることにもなりかねない。

このように、T P Pは国民生活の様々な分野に影響を及ぼす可能性があるにもかかわらず、国民に対して十分な情報が提供されていない。このまま国民に対する十分な情報が提供されず、国民的議論が不十分な状態でT P Pへ交渉が進められ、T P Pへの参加の是非や参加した場合の内容が決定されるとすれば、日本国憲法に定められた国民主権（憲法前文、1条）の原理に抵触し、国民の知る権利（同21条1項参照）を侵害する可能性がある。

以上のとおり、国民生活に多大な影響を及ぼすT P P交渉への参加が、国民や国会に対して十分な情報提供なく進められることは日本国憲法の理念に抵触する可能性があり、当会はかかる現状を深く憂慮する。

当会は、政府に対し、T P P交渉につき、広く国民に情報提供することを強く要請する。

2014年（平成26年）3月28日

宮崎県弁護士会会長 西田 隆

